なぜ条例をつくるのか(市民会議の活動の背景にある思い)

秦野は丹沢の山と、その裾野の里山盆地、街の中央を流れる川、自然に恵まれた緑豊かなところであり、私たちはこれらの宝物を大切にし、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

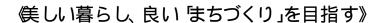
仁れまでのまちづくり》

これまでの都市づくりにおいては、都市計画法や建築基準法に定める物理的な基準だけでまちが作られてきた側面があったのではないでしょうか。街、都市は、人間が生活する場であることから、基本的には、「人間を中心」に造られるわけですが、人間を中心として勝手に自分の都合で、そこの場所が持つ魅力を生かさず手を加える事によって、自分達のまちがどんどん醜くなっていく現実があります。だからこそ、これからのまちづくりは景観を切り口として進めて行く必要があるのです。

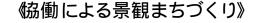


《景観法》

景観法の成立により、景観が国民共通の資産であることがうたわれ、土地利用においても、地域の自然や歴史、人々の生活、経済活動等との調和のもとに、地域にふさわしい景観まちづくりが進められるよう法整備されました。



ただし景観といっても、単なる表層のきれいさやすぐに醜くなってしまうものでは困ります。長い時間に耐え美しい街としての文化や歴史を感じさせ、自然と調和して、姿・形が美しくしなければ景観を論ずる意味がありません。さらには姿・形ばかりでなく、生活を基盤として、本来人間が生き続ける場としての豊かな空間の連携が必要だと思います。都市をデザインするということは、街を構成する様々な要素の関連性(関係性)をどのように創っていくかだと考えます。自然と人との関係。人と物との関係。広域的には、背景の山、川、大木、広い道路と公園、駅や大きなビルから小さな植え込みや足元のタイルに至るまで、自然、人、物それぞれの組合せの関係性を考えてゆくべきです。景観まちづくりによって物理的な規制(当然必要なのですが)を越えた美しいまちづくりを推進していくことが可能だと思います。



そのためには、自分たちのまちをどうしたいのか、どのようなまちを目指すのかを考え、まちの方向性を示す必要があります。これは、行政だけが考える問題ではなく、市民、事業者、行政が一緒に考えていくことが大切です。まちはそこに住む人の価値観により作られます。規制や規約を増やしても抜け道ができるだけで、規制に対する罰則も必要となります。私達が考える条例とは規制を目的としたものではなく、秦野の特徴である盆地と水と豊かな緑を守るための共通の価値観を作るとともに、良いものをみんなで守っていく仕組みや一緒に話し合う場をつくることを目的としたものです。確かに、条例により制限が生じるところもありますが、そのことにより風景が残り、いずれはそれが私たちの利益につながるということを理解し、一人ひとりが身近な生活への配慮を行うことから、景観まちづくりの輪を広げ、美しいまちをつくることができたらと思います。

この条例が、秦野の景観の素晴らしさを示し、美しいまちをつくる拠り所になることを 望みます。